

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則

(スポーツ健康課)

ページ
—

規則

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則をここに公布する。

平成二十二年十一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十七号

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県川辺漕艇場条例(平成二十二年岐阜県条例第四十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第二条 条例第二条第一項の規定による使用の許可(以下「使用許可」という。)又は条例第五条第一項の規定による特別の設備の許可(以下「特別設備許可」という。)を受けようとする者は、利用申込書(別記第一号様式)二通を知事(条例第十条第三項の規定による指定があつた場合は、指定管理者(同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。))。以下この条から第四条までにおいて同じ。)に提出しなければならない。

2 使用許可の申請は、使用しようとする日(引き続き二日以上使用する場合は、その最初の日。以下「使用日」という。)(の三月前からすることができる。ただし、国際的全国的又は全県的なアマチュアスポーツ大会、見本市、展示会、集会、プロスポーツ等の興行等で使用する場合は、使用日の一年前から使用許可の申請をすることができる。

3 特別設備許可の申請については、前項の規定を準用する。

(利用承認通知書等)

第三条 知事は、使用許可又は特別設備許可をしたときは、前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印(別記第二号様式)を押し、利用承認通知書として申請者に交付するものとする。

2 知事は、条例第三条の規定により使用を許可しなかつたとき、又は条例第四条の規定により使用の許可を取り消したときは、利用不承認(取消)通知書(別記第三号様式)を申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更申請等)

第四条 使用許可又は特別設備許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、利用承認変更申込書(別記第四号様式)二通を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による利用承認変更申込書の提出があつた場合について準用する。

(附属施設設備等の利用料金)

第五条 条例別表の知事が定める附属施設設備等及び知事が定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の承認)

第六条 指定管理者は、条例第六条第三項の規定により利用料金の承認を申請する場合は、利用料金承認申請書(別記第五号様式)を提出しなければならない。

(利用料金の納入)

第七条 利用料金は、使用許可を受けた日から二十日以内(使用許可を受けた日から二十日以内に使用日が到来する場合にあつては、当該使用日まで)に全額納入するものとする。ただし、利用料金延納申請書(別記第六号様式)の提出があり、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、その後に納入することができる。

(利用料金後納の取扱い)

第八条 指定管理者は、利用料金の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱い(利用料金を使用日の属する月の翌月の指定管理者が指定する期日までに納入することをいう。以下同じ。)の承認をするものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書(別記第七号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が、利用料金を同項に規定する期日までに

納入しないときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

(利用料金の返還又は減免)

第九条 指定管理者は、条例第七条第三項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金から当該各号に定める額の利用料金を返還する。

一 天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由により岐阜県川辺漕艇場(以下「漕艇場」という。)を使用することができなくなつたとき 全額

二 使用日の七日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書(別記第八号様式)の提出があり、指定管理者が承認したとき 全額

三 使用日の六日前から二日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書の提出があり、指定管理者が承認したとき 半額

2 条例第七条第四項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に、利用料金減免申請書(別記第九号様式)を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書(別記第九号様式)により申請者に通知するものとする。

(指定管理者指定申請書に添付すべき書類等)

第十条 条例第十条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

二 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

三 納税証明書

四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近五事業年度の財務諸表

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

2 前項各号の書類により難い場合は、別に知事が定める書類を添付するものとする。

(指定管理者の届出)

第十一条 条例第十条第五項の規則で定める事項は、団体の代表者の氏名とする。

(準用)

第十二条 第七条から第九条までの規定は、条例第十一条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(条例第六条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事

が臨時に漕艇場の管理を行う場合について準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、漕艇場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、第六条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。

別表(第五条関係)

一 舟艇等

区分	単位	金額(円)	
		一日につき	四時間以内につき
四人漕ぎ舟艇	一艇	一般	九六〇
		学生	九六〇
二人漕ぎ舟艇	一艇	一日につき	一、三三〇
		四時間以内につき	八四〇
一人漕ぎ舟艇	一艇	一日につき	一、二〇〇
		四時間以内につき	八四〇
モーターボート	一艇	一日につき	三、八四〇
		四時間以内につき	一、九二〇

一般	五、五二〇
----	-------

備考

- 一 学生とは、大学生以下の者及びこれに準ずる者をいう。
- 二 一般とは、学生以外の者をいう。

二 会議室

区分	金額(円)		
	午前	午後	夜間
会議室	九六〇	九六〇	一、〇八〇

備考 午前とは午前八時三十分から午後一時までを、午後とは午後一時から午後五時までを、夜間とは午後五時から午後九時三十分までをいう。

三 浴室

区分	単位	金額(円)
浴室	一人一回につき	一四〇

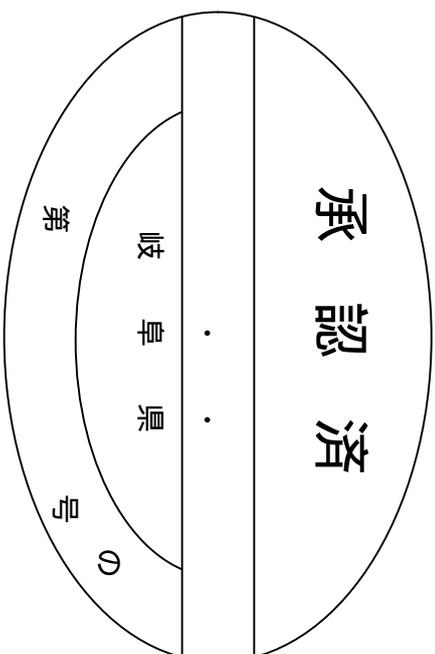
別記

第 1 号様式 (第 2 条関係)

岐阜県知事 様		年 月 日	
利 用 申 込 書		申込者 氏 名	
次のとおり施設の利用を申し込みます。			
利 用 の 目 的			
施 設 の 名 称			
利 用 の 日 時	年 月 日	時 分	から まで
附 属 施 設 設 備 等 の 名 称 及 び 数 量			
入 場 料 等 の 徴 収	有 (1 人)	円 入 無	使用料 の 額
特 別 の 設 備 の 内 容	円		

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県川辺漕艇場指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第 2 号様式 (第 3 条関係)



注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県」とあるのは「岐阜県川辺漕艇場指定管理者」とする。

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者
氏名

利用承認変更申込書

年 月 日付け第 号で承認を受けた施設の利用について、
次のとおり変更の申込みをします。

変更する事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		
その他		

添付書類 利用承認通知書

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県川辺漕艇場指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第5号様式（第6条関係）

利用料金承認申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請団体住所
申請団体名
代表者名

印

次のとおり利用料金を承認されるよう申請します。

施設名又は設備名	区分	利用料金額	利用料金設定の理由	備考

注 必要があれば、区分等について一覧表を作成し、添付すること。

第 6 号様式 (第 7 条関係)

利 用 料 金 延 納 申 請 書

年 月 日

岐阜県川辺漕艇場指定管理者 様

申請者 住所
氏名
(申請者が団体の場合)団体名及び代表者名
ふりがな 担当者名 電話()

次のとおり施設の利用料金の延納を申請します。

施 設 の 名 称	利 用 年 月 日	利 用 時 間	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
利用料金の額	施設利用料金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
申請の理由			
納入予定日	年 月 日		
備 考			

注 知事が漕艇場の管理を行う場合にあつては、この様式中「岐阜県川辺漕艇場指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

第 7 号様式 (第 8 条関係)

利 用 料 金 後 納 申 請 書

年 月 日

岐阜県川辺漕艇場指定管理者 様

申請者 住所
氏名
(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名
担当者名 電話()

次のとおり利用料金の後納の承認を申請します。

団体及び個人(すべて記入)	区 分	1 団体 2 個人		
	ふりがな			
	団 体 名			
	ふりがな			
	氏 名 (団体の場合は代表者名)			
	電話番号(団体・自宅)		内 線	
	F A X 番 号		携帯電話番号(団体・個人)	
住 所 (団体・自宅)	〒			
		メールアドレス		
個 人	生 年 月 日	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成	年 月 日	
	性 別	1 男 2 女		
団 体	ふりがな			
	担 当 者 名		メールアドレス	
	電 話 番 号		内 線	

申請者が 18 歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。

保護者同意欄	ふりがな		保護者印
	氏 名		

期 間	
-----	--

注 知事が漕艇場の管理を行う場合にあつては、この様式中「岐阜県川辺漕艇場指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

第 8 号 様 式 (第 9 条 関 係)

<p>利 用 料 金 返 還 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岐 阜 県 川 辺 漕 艇 場 指 定 管 理 者 様</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 住 所 氏 名 (申 請 者 が 団 体 の 場 合) 団 体 名 及 び 代 表 者 名 担 当 者 名 <small>ふりがな</small> 電 話 ()</p> <p>次 の と お り 利 用 料 金 の 返 還 を 申 請 し ま す 。</p>			
施 設 の 名 称	利 用 年 月 日	利 用 時 間 (部 屋 数)	備 考
附 属 施 設 設 備 等 の 名 称 及 び 数 量			
利 用 の 目 的 等			
承 認 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
納 入 済 利 用 料 金 の 額	施 設 利 用 料 金 附 属 施 設 設 備 等 利 用 料 金 合 計		円 円 円
返 還 を 受 け よ う と す る 額	施 設 利 用 料 金 附 属 施 設 設 備 等 利 用 料 金 合 計		円 円 円
申 請 の 理 由			
後 日 の 利 用 料 金 に 充 当 す る こ と の 有 無	1 充 当 す る。 年 月 日 に 申 込 み を し た 利 用 料 金 に 充 当 2 充 当 し な い。		
備 考			

注 知 事 が 漕 艇 場 の 管 理 を 行 う 場 合 に あ っ て は 、 こ の 様 式 中 「 岐 阜 県 川 辺 漕 艇 場 指 定 管 理 者 」 と あ る の は 「 岐 阜 県 知 事 」 と 、 「 利 用 料 金 」 と あ る の は 「 使 用 料 」 と す る 。

第9号様式(第9条関係)

利用料金減免申請(承認)書

年 月 日

岐阜県川辺漕艇場指定管理者 様

申請者 住所
氏名
(申請者が団体の場合)団体名及び代表者名
ふりがな 担当者名 電話()

次のとおり利用料金の減免を申請します。

施設 の 名 称	利 用 年 月 日	利用時間(部屋数)	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
利用料金の額	施設利用料金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
減免を受けようとする額	施設利用料金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
納入する利用料金の額	施設利用料金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
申請の理由			
備 考			

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

岐阜県川辺漕艇場指定管理者

注 知事が漕艇場の管理を行う場合にあっては、この様式中「岐阜県川辺漕艇場指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

平成二十二年十一月十六日発行

発行者

岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ

バイ・アール・テクノセンター